教材購入ができず、教職員が教材を自作するなどの業務負担増に関する項目

　学校管理費については、従来から学校運営に支障が生じないよう必要な予算の確保に努めるとともに、学校の意見も伺いながら適正配分に努めてきたところ。

厳しい財政状況の中ではありますが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算の確保に努めていきたい。

必要な出張に支障がでないよう必要な措置に関する項目

平成２７年度の教職員旅費予算については、年度当初の４月に配当基準に基づく上期配当を行うとともに、６月時点における各学校の旅費予算執行計画を踏まえた下期配当を１０月に行った。

さらに、各学校における下期配当後の執行状況やその後の執行見込を踏まえ、配当額の過不足を調整した上で、１２月１４日付けで追加配当の通知をしたところ。

来年度も府の財政は依然厳しい状況ですが、引き続き各学校と連携し、旅費予算の確保と適正な執行に努めていきます。

給食調理場へエアコンを設置するなど、労働環境の改善に関する項目

府立支援学校の給食調理場の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しているところ。

府の財政状況は依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備の充実に努めていきたい。

教職員の負担増につながっている学校給食業務民間委託の改善に関する項目

府立支援学校の学校給食については、児童生徒の障がいの状況に応じた段階食や多様なメニューが提供できるよう、必要な調理時に集中的に人員を配置するなど、柔軟な体制をとり、効果的・効率的な運営を行うことが必要あると考えている。

この考えのもと、学校給食の充実を図るため、民間活力を導入することとし、調理業務の民間委託化の方針を示し、平成１６年９月より給食調理業務の民間委託化を実施したところ。

給食調理業務の民間委託化にあたっては、おいしさや安全面・安心面はもとより、委託事業者に対して、衛生管理の徹底及び障がい者理解のための研修を十分に行い、安全かつ効果的な運営が図られるよう努めている。

腰痛予防検診に関する項目

府立支援学校における腰痛予防検診については、これまで業務委託していた検診機関から実施が困難であるとの申し出を受け、本年度より整形外科分野に精通した整形外科医の指導・助言のもと、新たな腰痛予防検診方式としたところであり、一次検査についてはアンケート問診とし、二次検査については整形外科分野に精通した医療機関でのレントゲン検査並びに医師による診察を受診する方法とした。

二次検査については、昨年度も医療機関に出向く方法でしたが、これまでは府内全域から大阪市内の１病院へ出向く必要があったものを、本年度からは勤務校所在地を勘案のうえ府域を５ブロックに分けて、５病院で受診できるようにしたことで、職員の負担軽減に配慮した。

また、一次検査で要二次検査と診断された方は、昨年度の309人から本年度は462人となっていることから、精密検査が必要な職員は受診していただけたと認識しています。

腰痛予防検診は必要な方すべてが受診すべきものと考えており、受診する必要がある方は必ず受診するように、引き続き周知徹底していきたい。

来年度についても、本年度の検診状況を踏まえ適切に実施していきたい。

教職員への被服貸与に関する項目

被服の貸与については、大阪府立高等学校等教職員被服貸与規程及び同規程実施要領に基づき、勤務条件の適正化を図り、業務能率の向上とあわせて、服装の端正に資することを目的として、業務の範囲ごとに貸与している。

本年度の貸与に当たり、各学校からの貸与申請数と購入単価を勘案したところ予算額を超過することが見込まれた。

2学期当初から使用が可能となるよう夏季休業期間中に各学校に発送することを最優先にするため、臨時的任用の教職員について一旦貸与を見送ったことを理解いただきたい。

現在、一旦貸与を見送った臨時的任用の教職員の被服についてあらためて貸与を準備しており、可能な限り早期に措置する。

教職員の健康診断に関する項目

府教育委員会としては、「大阪府立学校における産業医の職務（執務）について」（H19.3.1）において府立学校における産業医の標準的職務のひとつとして職員健康診断の立ち会いを定めているところであり、今後とも労働安全衛生法に基づく健康診断の適切な実施のための諸条件の整備を図っていきたい。

支援学校の過密化による業務負担軽減に関する項目

平成２１年３月に策定した、「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、府内４地域で、小・中学部、高等部のある知的障がい支援学校４校と、職業学科のある知的障がい高等支援学校３校を整備したところ。

平成２５年度に行った、府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計では、今後１０年間の府立支援学校における知的障がい児童生徒数の伸びは鈍化する見込みであり、この間の新校整備等により当面対応が可能としたところですが、今後も児童生徒数の動向を引き続き注視する必要があると考えている。

交野支援学校四條畷校については、府内の知的障がい支援学校の児童生徒の増加に対応するため、当面、分校として継続することとしている。

なお、平成２８年４月に大阪市立特別支援学校１２校を大阪府に移管することに伴い、今後、大阪市域を含む府内全域の支援学校における、知的障がい児童生徒数の推計を行い、今後の支援教育施策のあり方を検討する予定。

看護師を定数外で配置するなど、教職員の負担軽減に関する項目

支援学校における、看護師については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において、定数として措置されていない。

このため、大阪府においては、教員定数を活用し、特別非常勤講師として看護師を配置している。

また、今年度より国の「インクルーシブ教育システム構築事業」を活用して、平成２７年度から「高度医療サポート看護師配置事業」を実施し、現在、箕面支援学校に1日7時間勤務する高度医療サポートの看護師を1名配置している。

看護師を標準法定数で配置することを可能とする制度改正について、国に対して引き続き要望していく。

栄養教諭の複数配置など、教職員の負担軽減に関する項目

教職員配置については、法令に基づき、各学校の学級数等に応じて配置することを基本としているところであり、栄養教諭については、給食を実施する学校に１人配置としている。

定数内講師が多く校務分掌の偏りによる負担に対する必要な措置に関する項目

教職員の採用につきましては、これまでも可能な限り新規採用者の確保に努めてきたところ。

新規採用者数は、児童・生徒数や教職員の退職者数、再任用職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、専門性の維持や教育課題への対応に配慮しながら毎年度決定している。

今後とも、可能な限り新規採用者を確保していくことにより、適正な勤務労働条件の確保等に向けて取り組んでいきたい。

不妊治療の特別休暇の新設に関する項目

特別休暇については、より府民の理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成22年度から実施しているところであり、その他の休暇の拡充は困難。

教職員の時間外業務削減対策に関する項目

教員が子どもたちと向き合い、触れ合う時間の確保に向けて、平成20年１月に「教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム」を設置し、様々な角度から検討を行い、平成24年度には、「教職員の業務負担軽減に関する報告書」をとりまとめ、プロジェクトチームとしての調査・検討を終えたところ。

現在、この報告書に示された「今後の取組み」について、教育委員会の関係課が、課題解決に向けた検討を進めるとともに、その進捗管理を行っているところ。なお、具体的な取り組みを進めるにあたり、勤務条件に関わる事項について必要に応じて所要の協議を行っていきたい。